

内灘町屋内温水プール指定管理者募集要領

令和7年9月

内 灘 町

目 次

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	施設の規模等	1
4	申請者の資格要件	1
5	指定管理の条件等	2
6	指定管理者が行う業務	3
7	募集要領の配布等	3
8	応募の手続き	3
9	現場説明会	4
10	質問等	4
11	選考方法	5
12	指定管理者の指定	5
13	問い合わせ先	6
別表 1		7
別表 2		8

1 募集の目的

内灘町屋内温水プール（以下「本施設」という。）の管理について、住民サービスの向上と、経費の縮減を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び内灘町体育施設条例（昭和 51 年町条例第 14 号）第 5 条の規定により、管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

2 施設の概要

名 称	所 在 地
内灘町屋内温水プール	内灘町字宮坂に一番地九

3 施設の規模等

面 積	施設内容	完成年月日	構 造
2484.14 m ²	幼児期プール（ウォーターライダー付き）、トレーニングルーム、競泳用 25mプール×7 コース、ジャグジー、ミーティングルーム	平成 4 年 3 月 31 日	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建

* 施設概要 詳細は内灘町屋内温水プール指定管理者の業務仕様書参照

4 申請者の資格要件

応募をする者は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 石川県内に主たる事務所を有する法人等であり、指定期間中、安全かつ円滑に本施設を管理運営できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当していないこと。
- (4) 内灘町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- (6) 税金等の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き又は再生手続き開始の決定を受けていないこと。
- (8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団体

5 指定管理の条件等

本施設は、町民が、いつでもスポーツに親しみスポーツを通じて、健康・体力の保持増進の用に供することを目的に設置された施設であることを踏まえ、指定管理者は、次に掲げる事項を遵守し、管理運営を行うこと。

- ① 関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解し管理を行うこと。
- ② 公の施設の指定管理者であることを認識し、公平公正な運営を行い、特定の個人・団体に有利又は不利となるような運営を行わないこと。
- ③ 利用者の安全確保、快適な状況で本施設が利用できるよう万全な管理運営を行うこと。
- ④ 個人情報の適切な管理を行うこと。
- ⑤ 本施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- ⑥ 効率的な維持管理を行い、経費の削減を図ること。
- ⑦ 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

ただし、設備投資がある場合、指定期間の協議に応じる。

- * この期間は内灘町議会での議決により確定する。
- * 指定期間中、内灘町（以下「町」という。）と細目を定める基本協定及び年度協定を締結するものとする。

(2) 指定管理料

指定管理業務にかかる経費は、締結する協定書に委託料として定め、会計年度ごとに支払うものとする。

(3) 経費負担等

ア 町が負担する費用

「別表1 リスク・責任負担区分表」のとおり

イ 指定管理者が負担する費用

「別表1 リスク・責任負担区分表」のとおり

ウ 利用料金について

①利用料金制度の導入

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入するため、指定管

理者は、利用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とする。

②利用料金の設定

利用料金は、内灘町体育施設条例に規定する使用料金の範囲内で、町の承認を得て定めることができるものとする。

6 指定管理者が行う業務

別紙「内灘町屋内温水プール指定管理者の業務仕様書」のとおり

7 募集要領の配布等

(1) 配布期間

令和7年9月12日（金）～ 令和7年10月14日（火）
（閉庁日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

(2) 配布場所

内灘町教育委員会教育部 文化スポーツ課 （内灘町役場3階）
担当：大久保・松岡
〒920-0292 内灘町字大学1-2-1
電話 076-286-6716 FAX 076-286-6714
E-mail bunspo@town.uchinada.lg.jp

(3) 郵送

郵送を希望される場合は、返信先住所及び名称を記載した返信用封筒（角形2号）に270円分の切手を貼付し、同封のうえ、上記宛に請求してください。

(4) ホームページ

下記ホームページからも募集要領と提出書類の様式が入手できます。

<http://www.town.uchinada.lg.jp/webapps/www/service/detail.jsp?id=22716>

8 応募の手続き

(1) 提出書類

- ① 内灘町屋内温水プール指定管理者指定申出書（様式第1号）
- ② 内灘町屋内温水プール 指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ③ 内灘町屋内温水プールの管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- ④ 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレットなど法人等の概要がわかる資料も添付してください。

- ⑤ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- ⑥ 納税証明書（令和7年9月以降に発行したもの）
国税〔所得・法人・消費税〕
県税及び町内に本支店を有する者については町税全般
- ⑦ 申出団体の経営状況に関する書類
申出団体の申出日の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ⑧ 職員・従業員等調書（様式第5号）
- ⑨ 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第6号）
- ⑩ 申出団体がISO9001・ISO14001シリーズの認証を取得している場合においては、ISO認証取得証明書（写）
- ⑪ その他町が必要であると認める書類

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期間

令和7年9月12日（金）～10月14日（火）

（閉庁日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

(4) 提出場所 配布場所に同じ

9 現場説明会

現場説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、別記様式1により9月26日（金）午後3時までにご連絡ください。

(1) 日時 令和7年9月30日（火）午後1時30分～午後2時30分

(2) 場所 内灘町屋内温水プール 2階会議室

10 質問等

募集要領、その他募集に関しては、下記により質問を受け付ける。

質問は、質問書（別記様式2）に記入のうえ、文化スポーツ課までE-mail又はファックスで送るか、持参してください。口頭による質問は受け付けいたしません。

質問に関しては、後日、E-mail又はファックスにより回答する。

質問の期限は10月6日（月）午後3時までとする。

1 1 選考方法

(1) 選定の方法

指定管理者の候補者の選定審査は、選定委員会において行う。審査方法は、提出書類により一次審査（書類審査）を行い、一次審査を通過した場合、二次審査（提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション）を行う。なお、プレゼンテーションの時間、場所等については、提出期限後に別途通知する。

(2) 候補者の選定及び選定結果の報告

選定委員会は、提出書類と二次審査を基に、審査・選定のうえ、候補者を町長に報告します。

(3) 候補者の決定及び通知

町は、選定委員会による選定結果の報告により指定管理者の候補を決定し、全応募団体にその結果を文書で通知する。

(4) 審査対象からの除外

- ① 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- ② 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- ④ 募集要領に違反または著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(5) その他

- ① 提出書類の返却はいたしません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は選定委員会に限る）
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
ただし、提案内容及び個人情報保護条例の保護措置の規定のものを除く。

1 2 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、議会の議決を経て指定管理者に指定されることになり、候補者は当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償等に関する請求はできません。

1 3 問い合わせ先

内灘町教育委員会教育部 文化スポーツ課 (内灘町役場 3階)

担当：大久保・松岡

内灘町字大学 1 - 2 - 1

〒 920-0292 内灘町字大学 1-2-1

電話 076-286-6716 FAX 076-286-6714

E-mail bunspo@town.uchinada.lg.jp

別表 1

リスク・責任負担区分表

No.	項目	内容	町	指定管理者
1	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更		協議事項
2	物価、金利変動	通常予測できない物価変動に伴う経費の増減、金利変動に伴う資金への影響		協議事項
		上記以外の物価、金利の変動		○
3	施設競合	施設競合による使用者の減		○
4	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
5	運営費の膨張	町以外の要因による運営費の膨張		○
6	施設損傷	施設、機器等の損傷（1件30万円以下のもの）		○
		施設、機器等の損傷（1件30万円を超えるもの）	○	
		施設等の大規模な修繕	○	
		管理上の瑕疵によるもの		○
7	損害賠償	管理上の瑕疵によらない施設・設備備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	○	
		指定管理者の責による施設管理又は運営上の瑕疵による事故や火災に伴う利用者への損害		○
8	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他町または指定管理者のいずれかの責めにも期すことができない自然災害等）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		協議事項
9	保険	建物保険	○	

※本表に定める事項で疑義のある場合、または本表に定めのない事項については、内灘町と指定管理者で協議のうえ決定する。

別表 2

年間を通じて定期的に利用している団体のプール利用状況

曜日		月	火	水	木	金	土	日
午前	7:45~ 9:45						水泳協会 (2コース)	
	10:00~ 12:00							海洋少年団
午後	13:30~ 15:30			水泳協会 (2コース)				
	16:30~ 18:00							
	19:00~ 21:00	水泳協会 (2コース)		水泳協会 (2コース)			水泳協会 (2コース)	
一日								毎月第1・第3 プラッツ (無料開放)

※上記利用以外に内中水泳部が不定期で使用（平日または日曜）

※海洋少年団の使用は第2・第4日曜（使用の際は事前に連絡）

※プラッツ会員の無料開放日（毎月第1・第3日曜）